

町民課 町民係 内線2125

●年金相談について

年金加入記録や受給手続きなどについての『年金相談所』を開設します。

相談には、川内社会保険事務所の職員が応じます。質問や相談などがありましたら、年金手帳・年金証書・印鑑などをもってお越しください。代理の場合は、委任状が必要です。

■日時・場所 = 8月13日(水)午前10時～午後3時 宮之城ひまわり館『たすけあい室』 8月27日(水)午前10時～午後3時 薩摩農村環境改善センター『視聴覚室』

●年金死亡一時金制度について

第1号被保険者として保険料を納めた月数が36月以上ある方が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けないまま死亡された時、死亡された方と生計を同じくしていた遺族に支給されます。

●任意加入制度について

60歳までに老齢基礎年金の受給資格期間(25年)を満たしていない場合や40年の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額受給できない場合であって、厚生年金・共済年金に加入していないときは、60歳以降でも任意加入することができます。

印鑑と年金手帳を持参し、役場年金窓口で手続きができます。

●第4回さつま町人権啓発推進フェスティバルについて

■日時・場所 = 8月22日(金)午後1時45分～ 薩摩中央公民館

■内容 = 生涯学習生の舞踊を始めとするオープニング、本町出身の原田正純教授の講演、中学校代表4名による人権作文の発表など。

福祉課 福祉障害係 内線2134

●心配ごと相談所について

■日時・場所 = 毎週木曜日 午前10時～正午 宮之城ひまわり館

■問い合わせ

町社会福祉協議会 ☎52-1123

●無料法律相談所について

■日時・場所 = 8月21日(木)午後1時30分～午後4時30分 鶴田保健センター

■相談員 = 弁護士 希望される方は、さつま町社会福祉協議会に予約が必要です。1回につき7名以内を受け付けます。

■問い合わせ

町社会福祉協議会 ☎52-1123

●障害者のNHK放送受信料の免除基準について

10月1日から、身体障害者・知的障害者・精神障害者の方を対象としたNHK放送受信料の免除基準が一部拡大されます。

これまで該当しなかった方でも、新しい免除基準で該当する場合があります。

これにより、8月から事前受付を開始しますので、申請される場合は印鑑をご持参ください。

既に免除されている方については、引き続き免除されますので、手続きは必要ありません。

また、これまで半額免除を受けており、新しい基準で全額免除となる方については、手続きが必要です。

新しい免除基準は以下のとおりです。

■全額免除 = 世帯に身体・知的・精神障害者のいずれかがおり、世帯全員が住民税非課税であること。

■半額免除 = 契約者が重度の障害者、または視覚及び聴覚障害者であること。

■申請先・問い合わせ

- ・本庁 福祉課 福祉障害係 内線2135
- ・鶴田総合支所 町民福祉課 福祉介護係 内線4113
- ・薩摩総合支所 町民福祉課 福祉介護係 内線6122

すこやか長寿課 高齢者ふれあい係 内線2171

●敬老祝い金(商品券)の支給について

町では、長寿を祝福するため80歳到達者と90歳到達者に敬老商品券を贈ります。

敬老商品券は、各地区で開催される敬老行事の受付で渡しますので、印鑑を持参して受領してください。この商品券は、町内であればどこのお店でも使用することができます。有効期限は、平成21年2月末日までです。

なお、商店の方は毎月3回(10日・20日・月末日。土・日・祝日の時はその前日)午前10時から午後3時まで商工会で換金できます。

■対象者 = 9月30日現在で、80歳到達者(昭和2年10月1日～昭和3年9月30日生)と90歳到達者(大正6年10月1日～大正7年9月30日生)

■敬老商品券の額 = 80歳到達者には5,000円、90歳到達者には20,000円

■問い合わせ

- ・本庁 すこやか長寿課 高齢者ふれあい係 内線2171
- ・鶴田総合支所 町民福祉課 福祉介護係 内線4113
- ・薩摩総合支所 町民福祉課 福祉介護係 内線6122



さつま町職員採用試験の案内

町では平成20年度職員採用(一般行政職・消防職)試験を次のとおり実施します。

職 種	一 般 行 政 職	消 防 職
採 用 予 定 人 員	若干名	1名
受 験 資 格	昭和55年4月2日から平成3年4月1日までに生まれ、高等学校以上の学校を卒業した者又は平成21年3月に卒業見込みの者	
身 体 の 基 準	—	身長：男子160cm以上、女子150cm以上 視力：両眼とも裸眼視力0.1以上 矯正視力1.0以上で色覚が正常であること 聴力：左右とも正常であること
試 験 日	平成20年9月21日(日)	平成20年10月5日(日)
申 込 用 紙 の 受 け 取 り	①～④で交付いたします。最寄の場所でお受け取りください。 ①さつま町役場(本庁)総務課 秘書人事係 ②さつま町役場鶴田総合支所 総務管理課 ③さつま町役場薩摩総合支所 総務管理課 ④さつま町消防本部(消防署)消防課 総務係 ※本町のホームページからもダウンロードできます。	
申 込 手 続 き	受験申込用紙に必要事項を記入し、添付書類を添えて、下記へ提出してください。 ◆「一般行政職」は、さつま町役場(本庁)総務課 秘書人事係 ◆「消防職」は、さつま町消防本部 消防課 総務係 ※なお、鶴田・薩摩総合支所では受付ませんので、ご了承ください。	
受 験 申 込 受 付 期 間	平成20年7月28日(月)から 平成20年8月20日(水)まで	平成20年8月11日(月)から 平成20年9月4日(木)まで
受 験 申 込 受 付 時 間	午前8時30分から午後5時15分まで(土曜・日曜日を除く)	

■問い合わせ

- ◆さつま町役場(本庁)総務課 秘書人事係 ☎0996-53-1111 (内線2212・2213)
- ◆さつま町消防本部 消防課 総務係 ☎0996-52-0119 (内線260・261)

介護保険 一部負担金の払い戻しが受けられます

介護保険のサービスを利用して1割の利用者負担(同じ世帯の利用者負担金は合算できます)が高額になり、一定額を超えた場合、申請により超えた部分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。

ただし、在宅サービスのうち「福祉用具購入費・住宅改修費」、施設サービスのうち「食費・居住費」の費用は除かれます。

1回申請されますと、2回目以降の手続きは必要ありません。サービス利用から2年が経過すると申請できません。

利用者負担段階区分	利用者負担の上限額(世帯合計)
■生活保護受給者・住民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者	個人
■住民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	15,000円
■住民税世帯非課税で上記2以外の方	24,600円
■住民税課税世帯の方	37,200円

申請手続きに必要なもの(申請は本庁介護給付係、支所福祉介護係で受け付けます。)

介護保険証 印鑑 領収証 振込先金融機関の支店・口座番号が確認できるもの(郵便貯金を除く)

※課税等の違いにより「利用者負担上限額」の区分ごとに、一部負担金の払い戻しが受けられます。

■問い合わせ

すこやか長寿課 介護給付係 ☎53-1111 内線2174・2175